

第 3 回丸亀市行政改革推進委員会会議録

日 時	平成 21 年 11 月 26 日（木） 午前 9 時 30 分～午後 0 時 00 分
場 所	丸亀市役所 本館 5 階第 1、2 会議室
出 席 者	〔行政改革推進委員会委員〕 秋山 千枝、石原 國男、岡本 恵子、川邊 昭生、國越 照清、多田 仁美、 橘 節哉、中尾 恵子、長山 貴之、馬場 俊作、日野 明世、福岡 由紀子、 福田 誠、三谷 節三 （五十音順、敬称略）〔以上 14 名出席〕 〔丸亀市〕 宮崎企画財政部長、大林財政課長、小山企画課副課長、矢野行政改革推進室長、 高倉(行政改革推進室)
欠 席 者	〔行政改革推進委員会委員〕 岡田 まゆみ、山崎 純一 （五十音順、敬称略）〔以上 2 名欠席〕
傍 聴 者	なし
議 題	(1) 集中改革プラン（平成 21 年 9 月末現在）推進状況について (2) 丸亀市財政健全化計画（第 7 次改定）について (3) 行政改革大綱素案について (4) そ の 他

会 議 概 要

日野会長：丸亀市附属機関設置条例第 7 条第 2 項の規定により、委員の半数以上が出席しておりますので、ただ今から第 3 回丸亀市行政改革推進委員会を開催いたします。

初めに議題の と をあわせて事務局より説明願います。

事務局（高倉）：【集中改革プラン（平成 21 年 9 月末現在）推進状況について説明】

財政課長：【丸亀市財政健全化計画（第 7 次改定）について説明】

日野会長：何か質問や提案がありましたらお願いします。

岡本委員：第 7 次改定についてはよくわかったのですが、27 年度以降公債費が増加していくということですが、そのときの実質交際比率は悪くならないのですか。

財政課長：実質公債費率は単純に元金と利子が対象になるのではなくて、耐震化工事は合併特例債を活用するのですが、これは通常の借入金ではなくて、地方交付税で元利の 7 割は補ってくれることになっています。

ですから公債費の額はぐっと増えますが、現在の交付税制度が変わらない限り、7 割分が歳入として増えますので、実質公債比率は若干高くなりますが、早期健全化基準等には抵触しないと考えています。

数字的には徐々に上がっていくとは思いますが、これまで丸亀市は競艇事業からの繰入により

公共事業に対する借入金が少なかったため、耐震化工事の影響もそんなに大きくはならないのではないかと考えています。

岡本委員：資料によれば、平成 26 年度に起債残高が大きくなっていますが、基金残高の推移は、そんなに減少がないようです。

これは借金で貯金をしているように感じて大丈夫なのかと不安になってしまうのですが、どうなのでしょう。

財政課長：国と異なり、市は施設の建設等の財源として借り入れはできますが、財源を補うための赤字国債の発行は認められていません。

丸亀市の学校施設の耐震化率は県下でも低く、市の責務として取り組んでいかなければなりません、事業費も大きく、なかなか市税を充てることもできませんし、補助金もありません。

そこで、合併に伴う財政的な支援である合併特例債を活用し、平成 26 年度までには事業の目処をつけたいと思っています。

その後償還額が大きくなる時期までにできるだけ貯金を蓄えておき、歳出の増加に備えたいと考え、10 年先の財政計画を立て市民の皆様にご納得いただけるよう、今回中長期財政計画を作りました。

ですから、当面は借金もするのですが、行政改革を行いながら財政を見直し、市民サービス向上のために有効に活用するとともに、貯金を蓄えていきたいと考えています。

岡本委員：合併特例債は総額が決まっているのですか。

財政課長：現時点ですべての整備計画はまだできていません。そこで、今のところ 360 億円という額をおいていますが、これは制度的に地方交付税により 7 割を国が補填してくれる上限額になりますので、この額の範囲内と考えています。

計画がまだできていないものは早急に整備計画を立て、総合計画の実施計画に計上のうえ、優先順位を考慮し、財政健全化計画とも整合性を保ちながら対応していきたいと思います。

馬場委員：丸亀市の学校の耐震化率は低いということで、学校改修・建設等に今後相当な額を要することと、丸亀市の場合は合併特例債を活用できる期限が平成 26 年度までということを見ると、昨年の世界同時不況の影響で企業収益や雇用情勢も非常に厳しく歳入増加も今後見込めないということであれば、集中改革プランの進捗状況も概ね予定どおり進んでいるようですが、国も事業仕分けを行っているように、まだまだ見直しを進めていかなければ財政的にも苦しいと思うのですが。

財政課長：おっしゃるとおりです。国の制度や経済状況も大きく変わってくるので、まずは年 2 回、総合計画の内容も反映させながら財政健全化計画の見直しを行って基本的な方向性を示したいと思います。

ただ、現在国が行っている事業仕分けのように単純に費用対効果だけを考えて事業を中止することについては、無駄を省いていくということは当然のことですが、赤字でもやらなくてはならないこともありますので、担当課とも十分に調整をしながら進めていきたいと考えています。

川邊委員：財政健全化計画の中に繰入金という項目がありますが、貯金を取り崩して財政運営をしていたら、今後歳出超過になれば行き詰ってしまうのではないかとと思うのですが。

財政課長：繰入金については収支のバランスで不足分を基金から取り入れるようになりますが、

その年の剰余金の 2 分の 1 以上は基金に積み立てなければならないといったように、ある程度のルールが定められております。

また、例えば学校施設の整備について事業費に 10 億円かかり、1 億が補助金、8 億が借入金で賄い、残り 1 億の財源不足が生じたとします。

税財源は経常的な経費にあてることとしていますので、このような場合に学校を整備するための基金というものも設けており、ここから費用を計上するという対応をとります。

22 年度以降、繰入金が 3～5 億円となっていますが、ほとんど学校等耐震にかかる国の補助や借入金を除いた額を計上しており、財政健全化計画においてもルールを作っています。

基金についても、それぞれ用途を決めていますので、不足したら単純に取り崩すというものではありません。

資料 3 の 27 年度以降の繰入金については単純に不足分を記載しています。

川邊委員：基金の残高についてはわかるのですが、余力はあると判断しているのですか。

財政課長：基金の取り崩しは、通常の経費はかわらないものとして試算し、学校の耐震化等の特殊事情を考慮して考えています。27 年度以降は公債費が大きくなりますが、基金より繰り入れて対応します。

ただ、通常の経費についても資金が不足してくれば、基金を取り崩していかなければならないと思いますし、基金が減りだせば、行政サービスにも影響が出ますので、前もって財政の状況を示していかなければならないと考えています。

余力については今のところはあります。ただ、安易に基金の取り崩しは行わず、合併特例債のように、借金ではありますが、大半を交付税として国が補填してくれるものもありますので、制度を有効に活用していきたいと思います。

橘委員：競艇からの繰入金は、平成 21 年度は 2 億円の見込みとのことですが、財政健全化計画において、今後は繰入金の推移をどのように見ているのですか。

財政課長：財政健全化計画においては、競艇事業に頼らないような財政にしていこうと考えていますが、今年よりナイトレースを実施しており、21 年度の繰り入れも 2 億円の見込んでおり、この金額を繰り入れの金額として予定しています。

橘委員：集中改革プランの進捗状況の説明の中に、企業誘致の展開の遅れについて説明がありましたが、これはどのような問題で遅れているのでしょうか。

財政課長：市はあくまでも、お手伝いをさせていただく立場ですが、相手企業との契約により進めていくものですので、昨今の経済情勢はたいへん厳しいこともあり、企業の経営判断によるところが大きいと思います。

橘委員：職員の削減や業務の外部化などで、人件費が大きく下がってきており、平成 22 年 4 月に 980 人体制を目指していますが、その後もずっと職員数は下がっていくのですか。

財政課長：来年 4 月の 980 人体制は達成できる見込みです。財政健全化計画においては 22 年度以降退職者の 2 分の 1 を採用するという考えで試算をしていますが、職員数については改めて定員適正化計画を作り、職員数に変更になれば、財政健全化計画も改定したいと思います。

橘委員：人件費が大きく減っているということは、職員数がどんどん減っていくのですが、組織の弱体化は大丈夫なのでしょうか。

財政課長：財政健全化計画はあくまでも退職者数の 2 分の 1 を採用するということで、人件費を計上しています。

行政改革推進室長（以下：行革室長）：財政健全化計画上の職員数はあくまでも試算であり、定員数については今後定員適正化計画を作成する中で検討していきたいと考えています。

國越委員：健全化計画については非常によくわかりました。ただ、先ほど言われましたように、ここには推測の部分も含まれているということなので、変更になることがありましたら、速やかに情報を提供してほしいと思います。

財政課長：年に 2 回は改定を行っておりますが、この委員会でも改定があれば、随時説明させていただきたいと思います。また国の制度変更等により大きく変わる点があれば、改訂を加えていきます。

馬場委員：人件費のことでお尋ねしたいのですが、丸亀市の正規職員は減っていますが、臨時職員や派遣職員はどうなっているのですか。また臨時職員や派遣職員で対応可能なものは、そちらにシフトしていこうと考えているのでしょうか。

行革室長：人数については若干減少傾向ですが、ほぼ横ばいです。職員対応については、地方公務員法上は季節的・臨時的な業務に臨時職員の採用が認められていますが、現実としては多くの自治体で臨時職員が多くなっています。

このような状況をどうするかは、今後議論されていくものと思いますが、臨時職員が、市の業務を多く担っていることは確かです。

ただ、今後の地方分権による業務量の推移が不確定なため、どのように職員採用をしていくかは今後の定員適正化計画の中で検討していきたいと考えています。

橘委員：財政健全化計画が 6 次改訂から 7 次改訂になりましたが、改定の大きなテーマはどのようなことでしょうか。合併特例債の活用といったことですか。

財政課長：歳入については、市税が年間約 5 億円と大きく減少するということであり、歳出については、耐震化工事の年次計画が、ほぼまとまったということで、先ほど言われた合併特例債を活用して整備していくということです。

特に市税の減収については、まったく予想していなかったことなので影響が大きいです。

川邊委員：人件費の話がでましたが、職員の昇給はどのようになっているのですか。以前は国と異なり、市は 58 歳まで昇給していたようですが。

行革室長：以前は国と丸亀市の給与の昇給制度に若干の違いがありましたが、現在は平成 20 年度に新しい給与制度が導入されたことにより、国と同じ制度を運用しています。

新制度はこれまでの 1 級昇給を 4 分割し、ある程度の高年齢になると半分しか昇給しないようになっています。

川邊委員：保育所の民営化で、職員はどれくらい減っていくのですか。

行革室長：人員については、民営化の進捗も考慮して定員適正化計画の中で考えていきたいと思っています。

日野会長：他に無ければ次の議題に移りますがよろしいですか。それでは議題 3 の説明を事務局よりお願いします。

行革室長：【行政改革大綱素案について説明】

日野会長：大綱については前回目標と取組方針についてのご意見を皆様からいただき、今回事務局から素案の提示を受けました。ご意見がございましたらお願いします。

川邊委員：市議会の中には行財政対策特別委員会が設置されていますが、こちらと私たちの行政改革推進委員会の位置づけはどのようになるのですか。

行革室長：議員は市民の代表であり、議会の中で特別委員会が設置されていますので、こちらでご意見もいただきながら大綱の作成を進めていきたいと考えています。

川邊委員：特別委員会の中でも議論があるのですか。

三谷委員：特別委員会においても、事務局より説明を受けて議論します。

川邊委員：議会において本委員会の意見が否定されることもあるのですか。

三谷委員：議決事項ではないのですが、内容についての意見・提言をします。推進委員会の意見を無にするものではありません。

日野会長：大綱策定については、この委員会に諮問されており、委員会の意見を反映させて、最終的な大綱作りをしていく中で、議会からも意見をいただくということですね。

行革室長：そうです。

馬場委員：丸亀市においては、本年度より政策監を民間から登用しているようですが、政策監はどのような任務を行うのですか。

企画財政部長（以下：企財部長）：政策監は権限を持っている立場ではないのですが、行革も含めた重要施策等に対して、民間での知識・経験を生かした意見や助言をすること、庁内全般に係る調整をすることが主な任務になります。

今回提示している素案も、政策監よりアドバイスを受けてまとめている箇所もあります。

岡本委員：課題にもあげられているように、前回の大綱や推進計画に対しても PDCA サイクルによる検証を行い、今回の大綱作りに反映させたほうがよいと思います。

これまで取り組んだことに対する評価と行動がないと、行革を実施したということで終わってしまうので、次に生かすためにも、取組の効果と必要性の部分をもう少しまとめてほしいです。

推進体制においても、複雑、過多になって、会議だけで終わらないよう気をつけてほしいです。

川邊委員：大綱は細かいことには踏み込まず、実施計画において詳細を定めていくということで、実施計画は具体的な内容が把握できるように記載していただきたいと思います。

また前回の会議で速報として報告のあった市民アンケートにおいても 40% の人が参画に関心があると答えられていることから、参画の機会を増やすためにも公募委員の数を増やしていったほうがよいと思います。

日野会長：大綱（素案）の中の、参画の機会の部分に係る実施計画を作る際に、今のご意見を盛り込んでいただきたいということですね。

川邊委員：そうです。

福田委員：前回の大綱の中の課題には「協働システムの構築」として、また前回の会議の資料にも「協働」という言葉が記載されていたのですが、今回の素案には、「協働」という言葉がありません。

どこかに含まれているのだと思いますが、「参画」はどちらかといえば個人的な立場で、「協働」は民間の組織など市民活動団体との連携であり、非常に重要な項目だと思いますので、行革の目標として掲げている市民サービスの向上という観点からも、他にもご意見があると思いますが、やはり記載したほうがよいのではないのでしょうか。

日野会長：今のご意見に対して他の委員のご意見はいかがですか。

岡本委員：前回の大纲で重点項目として取り上げられていた「協働」がこの5年間どうだったかを考えると、あまり進まなかったから今回は除外したのではないかと思う人もいます。

丸亀市が協働を進めるつもりがないのであれば、記載する必要はないと思いますが、総合計画にも盛り込まれていますが、協働を進めていくということであれば、記載するべきだと思いますし、行革の一つの方法として協働を進めるべきだと思います。

日野会長：他にご意見がある方はいらっしゃいますか。

馬場委員：丸亀市には自治基本条例や信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例があります。

大纲案の中に情報提供や市民アンケート等「参画」が記載されており、また目標として「さらなる市民サービスの向上」とありますが、市民が何を求めているかは市民と接して初めてわかることだと思いますので、市民と直接関わっている若い職員の意見も十分に反映して市民サービスの向上を図ってほしいと思いますし、こういうことが「協働」につながると思います。

日野会長：「協働」についてはこのように意見が出ていますが、事務局はどうお考えですか。

企財部長：「協働」をやめてしまうということではなく、事務局でも議論があり、自治基本条例でもうたっていますように、市民の協力を求めて進めていかなければならないことという認識はあります。

しかし、行革は効率化を目指して進めていくものと考えていますので、行革の柱として記載することに少し違和感があり記載していませんが、今日のご意見を参考にしたいと思います。

日野会長：改革の柱とならなくても、協働を進めていくことがイメージとしてわかるような形で記載していただきたいという委員のご意見だと思いますので、検討してください。

川邊委員：別のことになりますが、優先順位に基づいて事務事業を進めるということがありますが、優先順位は誰が決めるのですか。

企財部長：市長が、市民の代表で構成された議会の承認を得るという形で決めることになります。

日野会長：他に何かありますか。

行革室長：今後の予定ですが、今回のご意見を参考に12月半ばまでには原案を作成したいと考えていますが、12月は推進委員会を開く時間がないことから、原案については資料を送付しますので、ご意見をお寄せください。

その後推進計画の作成やパブリックコメントを実施したいと思います。

次回の会議は1月を予定しております。

日野会長：他にご意見もないようですので、以上で第3回行政改革推進委員会を終わります。

お疲れ様でした。